

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年7月26日
【会社名】	ユニバーサルソリューションシステムズ株式会社
【英訳名】	Universal Solution Systems Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 青木 毅
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門一丁目17番1号
【電話番号】	03-6858-0411（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 村上 孝徳
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門一丁目17番1号
【電話番号】	03-6858-0411（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 村上 孝徳
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 370,000,720円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

当社は、過去の決算における一部の取引に関する会計処理の修正を要する可能性のある事象の判明後、平成22年4月19日付で、平成18年3月期から平成20年3月期にかかる有価証券報告書及び平成20年3月期にかかる半期報告書の訂正報告書を、平成22年4月20日付で平成19年3月期にかかる半期報告書及び平成21年3月期以降の四半期報告書及び有価証券報告書の訂正報告書を関東財務局へ提出いたしました。

また当社は、過去の業績に影響を与える事象の発生後、迅速に調査を行い、ただちに不適切な会計処理の修正を行うべきであるとの考えに基づき活動を実施していましたが、一方で、会計処理の修正後も修正内容の妥当性の再検証を行うとともに、システム開発案件に関するリリースの状況に焦点を当てた詳細な追加調査をより厳格かつ網羅的に行っていました。

その結果、過去の決算における一部の取引に関する修正内容の訂正および一部の取引に関する新たな修正を要することが判明いたしましたので、平成22年6月16日付で平成18年3月期から平成21年3月期にかかる有価証券報告書、平成18年3月期から平成20年3月期にかかる半期報告書、及び平成21年3月期以降の四半期報告書の訂正報告書を関東財務局へ提出いたしました。

以上の訂正報告書の提出に伴い、平成21年3月17日に提出した有価証券届出書及び平成21年3月25日に提出した有価証券届出書の訂正届出書において、第三部 追完情報、第四部 組込情報につき訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第三部 追完情報

1. 事業等のリスクについて

(10) 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況

第四部 組込情報

3【訂正箇所】

訂正箇所には_____を付して表示しております。

第三部【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

(10) 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況

(訂正前)

当社は、第11期事業年度、第12期事業年度において営業損失、当期純損失を計上し、第13期第3四半期累計期間におきましても、営業損失358,714千円、四半期純損失490,029千円を計上いたしました。また、営業活動によるキャッシュ・フローも第12期事業年度に引き続きマイナスになっている状況において、平成20年12月に償還した社債の償還資金として調達した短期借入金150,000千円があり、今後のキャッシュ・フローの状況に影響を与える可能性があります。これらの状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しております。

第4四半期以降につきましては、現在展開しておりますASP事業における新規顧客へのコストダウン提案を行った結果が、徐々に成果を上げ始めていることに加え、介護事業の順調な伸長が業績回復に寄与してくるものと考えております。当社は、当該状況を解消すべく、第3四半期に引き続き以下の点に注力してまいります。

～ 省略

(訂正後)

当社は、第11期事業年度、第12期事業年度において営業損失、当期純損失を計上し、第13期第3四半期累計期間におきましても、営業損失341,214千円、四半期純損失358,890千円を計上いたしました。また、営業活動によるキャッシュ・フローも第12期事業年度に引き続きマイナスになっている状況において、平成20年12月に償還した社債の償還資金として調達した短期借入金150,000千円があり、今後のキャッシュ・フローの状況に影響を与える可能性があります。これらの状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しております。

第4四半期以降につきましては、現在展開しておりますASP事業における新規顧客へのコストダウン提案を行った結果が、徐々に成果を上げ始めていることに加え、介護事業の順調な伸長が業績回復に寄与してくるものと考えております。当社は、当該状況を解消すべく、第3四半期に引き続き以下の点に注力してまいります。

～ 省略

第四部【組込情報】

（訂正前）

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第12期)	自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日	平成20年6月26日 関東財務局長に提出
有価証券報告書の 訂正報告書	事業年度 (第12期)	自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日	平成20年9月17日 関東財務局長に提出
四半期報告書	(第13期 第3四半期)	自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日	平成21年2月13日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを、開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

（訂正後）

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第12期)	自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日	平成20年6月26日 関東財務局長に提出
有価証券報告書の 訂正報告書	事業年度 (第12期)	自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日	平成20年9月17日 関東財務局長に提出
有価証券報告書の 訂正報告書	事業年度 (第12期)	自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日	平成22年4月19日 関東財務局長に提出
有価証券報告書の 訂正報告書	事業年度 (第12期)	自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日	平成22年6月16日 関東財務局長に提出
四半期報告書	(第13期 第3四半期)	自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日	平成21年2月13日 関東財務局長に提出
四半期報告書の訂 正報告書	(第13期 第3四半期)	自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日	平成22年4月20日 関東財務局長に提出
四半期報告書の訂 正報告書	(第13期 第3四半期)	自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日	平成22年6月16日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを、開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

独立監査人の監査報告書

平成22年6月16日

ユニバーサルソリューションシステムズ株式会社

取締役会

御中

優成監査法人

代表社員

公認会計士

加藤善孝

印

業務執行社員

代表社員

公認会計士

本間洋一

印

業務執行社員

当監査法人は、旧証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているユニバーサルソリューションシステムズ株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ユニバーサルソリューションシステムズ株式会社の平成19年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

第5【経理の状況】2 監査証明についてに記載されているとおり、会社は金融商品取引法第24条の2第1項の規定に基づき財務諸表を訂正している。当監査法人は訂正後の財務諸表について監査を行った。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成22年4月19日

ユニバーサルソリューションシステムズ株式会社

取締役会 御中

優成監査法人

代表社員 公認会計士 加藤善孝 印
業務執行社員

代表社員 公認会計士 本間洋一 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているユニバーサルソリューションシステムズ株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ユニバーサルソリューションシステムズ株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 第5【経理の状況】2 監査証明についてに記載されているとおり、会社は金融商品取引法第24条の2第1項の規定に基づき財務諸表を訂正している。当監査法人は訂正後の財務諸表について監査を行った。
2. 重要な後発事象1に記載されているとおり、会社は平成20年5月22日開催の取締役会決議に基づき、同日、株式会社光通信との業務提携に関する基本合意書を締結した。
3. 重要な後発事象2に記載されているとおり、会社は平成20年5月22日開催の取締役会において、第三者割当による新株式の発行を決議し、平成20年6月10日に払込みが実施されている。
4. 重要な後発事象3に記載されているとおり、会社は平成20年5月22日開催の取締役会において、第三者割当による転換社債型新株予約権付社債の発行を決議し、平成20年6月10日に払込みが実施されている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年4月19日

ユニバーサルソリューションシステムズ株式会社

取締役会 御中

優成監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 加藤善孝 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 本間洋一 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているユニバーサルソリューションシステムズ株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第13期事業年度の第3四半期会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析の手續その他の四半期レビュー手續により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手續により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、ユニバーサルソリューションシステムズ株式会社の平成20年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間の経営成績並びに第3四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

- 第5【経理の状況】2監査証明についてに記載されているとおり、会社は金融商品取引法第24条の4の7第4項の規定に基づき四半期財務諸表を訂正している。当監査法人は訂正後の四半期財務諸表について四半期レビューを行った。
- 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前々事業年度、前事業年度において営業損失、当期純損失を計上し、当第3四半期累計期間においても、営業損失336,214千円、四半期純損失353,890千円を計上している。また、営業活動によるキャッシュ・フローも、前事業年度に引き続きマイナスになっている状況において、平成20年12月に償還した社債の償還資金として調達した短期借入金170,000千円があり、今後のキャッシュ・フローの状況に影響を与える可能性があることから、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する会社の対応等は当該注記に記載されている。四半期財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を四半期財務諸表には反映していない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年6月16日

ユニバーサルソリューションシステムズ株式会社

取締役会 御中

優成監査法人

代表社員 公認会計士 加藤善孝 印
業務執行社員

代表社員 公認会計士 本間洋一 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているユニバーサルソリューションシステムズ株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ユニバーサルソリューションシステムズ株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 第5【経理の状況】2監査証明についてに記載されているとおり、会社は金融商品取引法第24条の2第1項の規定に基づき財務諸表を訂正している。当監査法人は訂正後の財務諸表について監査を行った。
2. 重要な後発事象1に記載されているとおり、会社は平成20年5月22日開催の取締役会決議に基づき、同日、株式会社光通信との業務提携に関する基本合意書を締結した。
3. 重要な後発事象2に記載されているとおり、会社は平成20年5月22日開催の取締役会において、第三者割当による新株式の発行を決議し、平成20年6月10日に払込みが実施されている。
4. 重要な後発事象3に記載されているとおり、会社は平成20年5月22日開催の取締役会において、第三者割当による転換社債型新株予約権付社債の発行を決議し、平成20年6月10日に払込みが実施されている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年6月16日

ユニバーサルソリューションシステムズ株式会社

取締役会

御中

優成監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 加藤善孝 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 本間洋一 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているユニバーサルソリューションシステムズ株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第13期事業年度の第3四半期会計期間(平成20年10月1日から平成20年12月31日まで)及び第3四半期累計期間(平成20年4月1日から平成20年12月31日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、ユニバーサルソリューションシステムズ株式会社の平成20年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間の経営成績並びに第3四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

- 第5【経理の状況】2監査証明について記載されているとおり、会社は金融商品取引法第24条の4の7第4項の規定に基づき四半期財務諸表を訂正している。当監査法人は訂正後の四半期財務諸表について四半期レビューを行った。
- 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前々事業年度、前事業年度において営業損失、当期純損失を計上し、当第3四半期累計期間においても、営業損失341,214千円、四半期純損失358,890千円を計上している。また、営業活動によるキャッシュ・フローも、前事業年度に引き続きマイナスになっている状況において、平成20年12月に償還した社債の償還資金として調達した短期借入金170,000千円があり、今後のキャッシュ・フローの状況に影響を与える可能性があることから、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する会社の対応等は当該注記に記載されている。四半期財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を四半期財務諸表には反映していない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。